



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

平成29年12月12日(火)

19時解禁

担当	職業安定部職業対策課	
	課長	武田 賢一
	課長補佐	野田 昌代
	地方障害者雇用担当官	浅井 彰男
	電話	075-275-5424

雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

法定雇用率を上回る企業が増加、精神障害者の雇用数も大幅に増加

～平成29年 京都府内の障害者の雇用状況～

京都労働局（局長 高井 吉昭）は、このほど、京都府内の民間企業や公的機関などにおける、平成29年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、全国の集計結果につきましては、厚生労働省から公表します。

1 民間企業の障害者雇用状況 [詳細は別表1～5参照]

【概要】

- ・報告企業数は1,728社（前年は1,714社）
- ・実雇用率は2.07%（前年より0.05ポイント上昇）。全国平均は1.97%（前年より0.05ポイント上昇）。
- ・法定雇用率達成企業数は918社、割合は53.1%（前年より2.5ポイント上昇）。全国平均は50.0%（前年より1.2ポイント上昇）。
- ・雇用障害者数は8,492.0人（前年8,088.5人）
- ・企業規模別の雇用率は1,000人以上規模が2.19%で最も高く、次が100人～299人規模で2.12%。50人～99人規模が1.73%と最も低い。

(1) 産業別の実雇用率について

「運輸業・郵便業」で3.04%、「医療・福祉」で2.64%、「不動産業・物品賃貸業」で2.48%、「複合サービス業」で2.43%、「サービス業」で2.26%、「生活関連サービス業・娯楽業」で2.17%、「製造業」で2.04%であり、7業種において法定雇用率2.0%を上回った。

(2) 雇用されている障害者数について

民間企業（50人以上規模の企業）に雇用されている障害者数は8,492.0人（前年8,088.5人）と前年より403.5人増加（前年比5.0%増）した。

雇用されている障害者のうち、身体障害者は5,902人（前年5,702人、3.5%増）、知的障害者は1,926.5人（前年1,840人、4.7%増）精神障害者は663.5人（前年546.5人、21.4%増）であった。

(3) 法定雇用率達成企業の状況について

報告企業数は1,728社（前年1,714社）と前年より14社増加し、法定雇用率を達成している企業は1,728社中918社（前年868社）と前年より50社増加した。

法定雇用率達成企業割合は53.1%（前年50.6%）と前年より2.5ポイント上昇した。

2 地方公共団体（京都府及び府内各市町村の機関）における障害者の在職状況

[詳細は別表6～7参照]

【概要】

- ・京都府の機関（法定雇用率2.3%）の実雇用率は2.75%（前年2.69%）
- ・京都府教育委員会（法定雇用率2.2%）の実雇用率は2.12%（前年2.09%）
- ・市町村の機関（法定雇用率2.3%※）の実雇用率は2.31%（前年2.32%）

※京都市教育委員会については、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第2条ただし書により厚生労働大臣の指定する教育委員会であるため法定雇用率2.2%が適用される。

- (1) 京都府の機関（京都府教育委員会を除く）について
京都府の機関に在職している障害者の総数は128.5人と前年より0.5人増加し、実雇用率は2.75%であった。
各機関の実雇用率については、京都府知事部局が2.71%（前年2.66%）、京都府環境部が2.94%（前年2.99%）、京都府警察本部が2.97%（前年2.84%）となっている。
- (2) 京都府教育委員会について
京都府教育委員会（法定雇用率2.2%）に在職している障害者の数は183.5人と前年より1人増加し、実雇用率は2.12%（前年2.09%）であった。
- (3) 市町村の機関について
市町村の機関に在職している障害者の総数は605.5人と前年より2.5人減少し、実雇用率は2.31%（前年2.32%）であった。
- (4) 京都市教育委員会について
京都市教育委員会（法定雇用率2.2%）に在職している障害者の総数は90人と前年より2人増加し、実雇用率は1.95%（前年1.91%）であった。

3 障害者の雇入れに対する指導について

法定雇用率に基づく障害者の雇用義務数に不足が生じている民間企業及び市町村の機関に対しては、公共職業安定所及び労働局が雇入れ指導として、障害の態様に応じた職域の開拓、求職者情報の提供、就職面接会の実施、障害者雇入れ計画の作成命令等、障害者雇用の促進に向けた取組を実施している。

（雇用率達成指導の流れについては、別添1参照）

【参考】

◎法定雇用率とは

民間企業及び地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ下記の割合に相当する数以上の障害者の雇用義務があり、この割合を法定雇用率という。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である。（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる。）

- | | | |
|----------------------------|---|--------------------------|
| ・民間企業…… | 〔 | 一般の民間企業 …………… 2.0% |
| | | （50人以上規模の企業） |
| | | 特殊法人又は独立行政法人…………… 2.3% |
| | | （43.5人以上規模の特殊法人及び独立行政法人） |
| ・都道府県等の教育委員会を除く地方公共団体…………… | | 2.3% |
| | | （43.5人以上規模の機関） |
| ・都道府県等の教育委員会 …………… | | 2.2% |
| | | （45.5人以上規模の機関） |

※（ ）内は、法定雇用率により障害者の雇用義務が1人以上となる規模である。

◎法定雇用率の見直しについて

平成30年4月1日より精神障害者が法定雇用率の算定基礎の対象に追加され、下表のとおり、法定雇用率が引上げられる。

事業主区分	法定雇用率	
	現 行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体、特殊法人等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

- ① 障害者を雇用しなければならない事業主・機関の範囲は、民間企業で従業員45.5人以上、国・地方公共団体、特殊法人等で40人以上、都道府県等の教育委員会で42人以上に拡大する。
- ② 平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなる。(時期は、今後、労働政策審議会において議論)

◎障害者数のカウント方法

雇用する障害者1人に対するカウント数は下表のとおり。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△
○=1カウント ◎=2カウント △=0.5カウント		

◎算定基礎労働者（職員）数とは

民間企業においては、常用労働者総数（短時間労働者を除く常用労働者数＋短時間常用労働者数×0.5）に除外率を乗じて得た数を常用労働者総数から減じた労働者数である。

地方公共団体においては、職員総数（短時間職員を除く職員数＋短時間職員数×0.5）から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数である。

◎実雇用率とは

民間企業又は地方公共団体における、算定基礎労働者（職員）数に占める雇用障害者数の割合である。

◎法定雇用率達成企業とは

算定基礎労働者数に法定雇用率を乗じた数（小数点以下の端数切り捨て。）以上の障害者を雇用している企業をいう。したがって、企業における実雇用率が法定雇用率を下回ることがあっても、法定雇用率に基づく障害者の雇用義務を達成（法定雇用率達成）している場合がある。

（例）A社 算定基礎労働者数90人 雇用障害者数1人

【実雇用率の計算】

1人 ÷ 90人 = 1.11%

【法定雇用率に基づく障害者の雇用義務数の計算】

90人 × 法定雇用率2.0% = 1.8人

この場合、障害者を1人雇用しなければならない。（小数点以下の端数切り捨て。）

→ A社は障害者の雇用義務数の1人を雇用しているので、雇用率は1.11%であっても法定雇用率は達成していることとなる。

◎短時間労働者の取扱いについて（詳細は、別添 2 参照）

重度以外の身体障害者・知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満）について、その 1 人の雇用をもって 0.5 人とカウントし、雇用する障害者数に含めることができる。

◎除外率制度について（詳細は別添 3-1、3-2 参照）

除外率とは、一律に法定雇用率を適用することがなじまない性質の職務について、事業主負担を調整する観点から、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度。（平成 22 年 7 月 1 日付で障害者雇用促進法が改正され、除外率が適用されている業種について、適用されていた除外率が一律 10%引き下げられている。）

(別表1) 民間企業における障害者の雇用状況

	全 国			京 都 府		
	企業数	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合 (%)	企業数	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合 (%)
平成29年	91,024	1.97	50.0	1,728	2.07	53.1
平成28年	89,359	1.92	48.8	1,714	2.02	50.6
平成27年	87,935	1.88	47.2	1,680	1.97	49.7
平成26年	86,648	1.82	44.7	1,630	1.95	47.4
平成25年	85,314	1.76	42.7	1,588	1.93	46.9
平成24年	76,308	1.69	46.8	1,438	1.80	49.7
平成23年	75,313	1.65	45.3	1,429	1.78	48.1
平成22年	71,830	1.68	47.0	1,358	1.82	49.5
平成21年	72,328	1.63	45.5	1,376	1.77	47.5
平成20年	73,042	1.59	44.9	1,389	1.76	48.0

(別表2) 民間企業における企業規模別実雇用率

(%)

(従業員数)	全 国			京 都 府		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成27年	平成28年	平成29年
50~99人	1.49	1.55	1.60	1.73	1.82	1.73
100~299人	1.68	1.74	1.81	1.90	1.96	2.12
300~499人	1.79	1.82	1.82	1.88	1.93	2.04
500~999人	1.89	1.93	1.97	2.00	1.97	2.00
1,000人以上	2.09	2.12	2.16	2.13	2.16	2.19
全 体	1.88	1.92	1.97	1.97	2.02	2.07

(別表3) 民間企業における企業規模別法定雇用率達成企業割合

(%)

(従業員数)	全 国			京 都 府		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成27年	平成28年	平成29年
50~99人	44.7	45.7	46.5	46.2	47.9	47.8
100~299人	50.2	52.2	54.1	53.4	54.4	59.4
300~499人	44.0	44.8	45.8	43.2	39.4	48.0
500~999人	44.6	48.1	48.6	56.5	53.7	53.6
1,000人以上	55.0	58.9	62.0	60.3	66.1	67.2
全 体	47.2	48.8	50.0	49.7	50.6	53.1

(別表4) 民間企業における産業別実雇用率

(%)

	全 国		京 都 府	
	平成28年	平成29年	平成28年	平成29年
農林漁業	2.14	2.04	1.53	1.91
鉱業・採石業・砂利採取業	1.84	1.91	-	-
建設業	1.72	1.76	1.56	1.49
製造業	1.98	2.02	1.96	2.04
電気・ガス・熱供給・水道業	2.05	2.11	-	-
情報通信業	1.63	1.66	1.45	1.46
運輸業・郵便業	2.00	2.04	2.87	3.04
卸売業・小売業	1.74	1.78	1.67	1.58
金融業・保険業	1.94	1.97	1.94	1.93
不動産業・物品賃貸業	1.61	1.64	2.32	2.48
学術研究・専門・技術サービス業	1.70	1.74	1.36	1.44
宿泊業・飲食サービス業	1.83	1.88	1.23	1.51
生活関連サービス業・娯楽業	2.11	2.15	2.15	2.17
教育・学習支援業	1.56	1.59	1.89	1.90
医療・福祉	2.43	2.50	2.55	2.64
複合サービス業	1.82	1.88	2.35	2.43
サービス業	1.91	1.95	2.23	2.26
全体	1.92	1.97	2.02	2.07

(別表5)

民間企業における産業別・規模別障害者雇用状況（詳細表）

	企業数		法定雇用率 達成企業の 割合 (%)	算定基礎 労働者数	身体障害者数					知的障害者数					精神障害者数			合計	実雇用率 (%)		
	うち法 定雇用 率達成 企業数				①重度 障害者	②重度 障害者 以外の 障害者	③短時 間重度 障害者	④重度 障害者 以外の 短時間 障害者	⑤計 (①×2 +②+③ +④× 0.5)	⑥重度 障害者	⑦重度 障害者 以外の 障害者	⑧短時 間重度 障害者	⑨重度 障害者 以外の 短時間 障害者	⑩計 (⑥×2 +⑦+⑧ +⑨× 0.5)	⑪短時 間以外	⑫短時 間	⑬ (⑪ +⑫× 0.5)		⑭+⑮+ ⑯		前年
産業別	農林漁業	4	1	25.0	340.5	1	1	0	0	3.0	0	3	0	1	3.5	0	0	0.0	6.5	1.91	1.53
	鉱業・採石業・ 砂利採取業	0	0	#DIV/0!	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	-	-
	建設業	46	24	52.2	3,750.5	13	26	0	2	53.0	1	1	0	0	3.0	0	0	0.0	56.0	1.49	1.56
	製造業	512	299	58.4	163,902.0	745	981	27	60	2,528.0	80	415	5	24	592.0	217	22	228.0	3,348.0	2.04	1.96
	電気・ガス・熱 供給・水道業	0	0	#DIV/0!	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	-	-
	情報通信業	55	17	30.9	13,515.5	41	60	0	4	144.0	7	4	1	2	20.0	32	3	33.5	197.5	1.46	1.45
	運輸業・郵便業	98	64	65.3	14,141.0	69	182	16	26	349.0	11	36	0	10	63.0	16	3	17.5	429.5	3.04	2.87
	卸売業・小売業	316	129	40.8	55,422.5	142	215	27	41	546.5	18	142	19	71	232.5	80	37	98.5	877.5	1.58	1.67
	金融業・保険業	15	10	66.7	12,660.5	57	105	0	2	220.0	2	1	0	0	5.0	19	0	19.0	244.0	1.93	1.94
	不動産業・物品 賃貸業	30	12	40.0	17,325.5	38	73	6	11	160.5	31	183	0	4	247.0	20	4	22.0	429.5	2.48	2.32
	学術研究・専 門・技術サービ ス業	42	18	42.9	5,810.5	22	28	2	3	75.5	0	3	0	0	3.0	5	0	5.0	83.5	1.44	1.36
	宿泊業・飲食 サービス業	77	31	40.3	15,042.5	41	47	17	21	156.5	7	32	2	20	58.0	9	8	13.0	227.5	1.51	1.23
	生活関連サービ ス業・娯楽業	54	27	50.0	8,472.0	25	39	4	7	96.5	5	56	0	10	71.0	14	5	16.5	184.0	2.17	2.15
	教育・学習支援 業	55	28	50.9	15,460.0	66	76	2	5	212.5	4	23	0	5	33.5	37	20	47.0	293.0	1.90	1.89
	医療・福祉	266	169	63.5	54,000.0	249	317	55	65	902.5	57	162	74	122	411.0	72	84	114.0	1,427.5	2.64	2.55
	複合サービス業	7	4	57.1	3,574.5	16	26	1	0	59.0	11	5	0	1	27.5	0	1	0.5	87.0	2.43	2.35
	サービス業	151	85	56.3	26,632.5	96	165	23	31	395.5	34	76	3	19	156.5	40	18	49.0	601.0	2.26	2.23
合計	1,728	918	53.1	410,050.0	1,621	2,341	180	278	5,902.0	268	1,142	104	289	1,926.5	561	205	663.5	8,492.0	2.07	2.02	
規模別	50- 99人	809	387	47.8	56,067.0	129	265	35	46	581.0	42	136	48	68	302.0	47	77	85.5	968.5	1.73	1.82
	100- 299人	650	386	59.4	102,366.0	353	620	62	88	1,432.0	75	342	16	95	555.5	155	60	185.0	2,172.5	2.12	1.96
	300- 499人	127	61	48.0	44,445.5	184	235	30	45	655.5	21	108	11	34	178.0	60	22	71.0	904.5	2.04	1.93
	500- 999人	84	45	53.6	49,687.0	195	289	11	25	702.5	37	105	21	27	213.5	67	26	80.0	996.0	2.00	1.97
	1000人以上	58	39	67.2	157,484.5	760	932	42	74	2,531.0	93	451	8	65	677.5	232	20	242.0	3,450.5	2.19	2.16
合計	1,728	918	53.1	410,050.0	1,621	2,341	180	278	5,902.0	268	1,142	104	289	1,926.5	561	205	663.5	8,492.0	2.07	2.02	

- 1 算定基礎労働者数とは常用労働者総数から除外率相当数を除いた雇用率算定の基礎となる労働者数である。
- 2 重度身体障害者及び重度知的障害者（1週間の所定労働時間が30時間以上の者）については、1人の雇用を2人に相当するものとしてカウントする。また、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）については、1人の雇用を1人としてカウントする。
- 3 重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者に限る。）である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）については、1人の雇用を0.5人とカウントする。

(別表6)

京都府の各機関における障害者の在職状況

(平成29年6月1日現在)

◇法定雇用率2.3%の機関

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府（知事部局）	3,909.0	106.0	2.71	0.0
京都府環境部	68.0	2.0	2.94	0.0
京都府警察本部	690.5	20.5	2.97	0.0
合 計	4,667.5	128.5	2.75	0.0

◇法定雇用率2.2%の機関

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府教育委員会	8,664.0	183.5	2.12	6.5

(別表7)

市町村の機関における障害者の在職状況（平成29年6月1日現在）

機 関 名	①算定基礎職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数
京都市	8,802.0	220.0	2.50	0.0
宇治市※	1,158.0	27.5	2.37	0.0
福知山市※	809.5	21.0	2.59	0.0
舞鶴市	670.5	16.0	2.39	0.0
京丹後市※	622.0	13.0	2.09	1.0
長岡京市※	616.5	15.0	2.43	0.0
亀岡市※	606.0	13.0	2.15	0.0
八幡市	571.0	15.0	2.63	0.0
木津川市※	456.0	11.0	2.41	0.0
京田辺市	380.0	6.0	1.58	2.0
南丹市※	376.0	9.0	2.39	0.0
綾部市※	327.0	8.0	2.45	0.0
城陽市	324.0	7.0	2.16	0.0
向日市	297.0	6.0	2.02	0.0
与謝野町	280.5	7.0	2.50	0.0
久御山町	279.5	7.0	2.50	0.0
京丹波町	256.0	5.0	1.95	0.0
宮津市※	255.0	2.5	0.98	2.5
精華町	223.0	6.0	2.69	0.0
大山崎町	130.0	2.0	1.54	0.0
宇治田原町	123.0	2.0	1.63	0.0
井手町	102.0	3.0	2.94	0.0
伊根町	97.5	3.0	3.08	0.0
和束町	83.0	2.0	2.41	0.0
笠置町	55.0	1.0	1.82	0.0
南山城村	47.0	1.0	2.13	0.0
京都市教育委員会	4,604.0	90.0	1.95	11.0
八幡市教育委員会	157.0	4.0	2.55	0.0
与謝野町教育委員会	82.0	2.0	2.44	0.0
京田辺市教育委員会	73.5	1.0	1.36	0.0
舞鶴市教育委員会	58.5	0.0	0.00	1.0
京都市上下水道局	1,408.0	39.0	2.77	0.0
京都市交通局	721.0	18.0	2.50	0.0
国民健康保険 南丹病院組合	404.0	7.0	1.73	2.0
市立福知山市民病院	315.0	5.5	1.75	1.5
国民健康保険 山城病院組合	212.0	5.0	2.36	0.0
城南衛生管理組合	104.5	2.0	1.91	0.0
市立舞鶴市民病院	72.5	2.0	2.76	0.0
亀岡市立病院事業管理者	61.0	1.0	1.64	0.0
合 計	26,220.0	605.5	2.31	21.0

※特例認定機関

- ①宇治市は、宇治市教育委員会及び宇治市水道事業管理者と特例認定を受けている。
- ②福知山市は、福知山市教育委員会及び福知山上下水道事業管理者と特例認定を受けている。
- ③京丹後市は、京丹後市教育委員会及び京丹後市立弥栄病院、京丹後市立久美浜病院と特例認定を受けている。
- ④長岡京市は、長岡京市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑤亀岡市は、亀岡市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑥木津川市は、木津川市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑦南丹市は、南丹市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑧綾部市は、綾部市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑨宮津市は、宮津市教育委員会と特例認定を受けている。

*舞鶴市は、11月30日、舞鶴市教育委員会と特例認定を受けたため、不足数0となっている。

特例認定とは、地方公共団体の機関（A）及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関（B）の申請に基づき、京都労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

(別表8)

特殊法人における障害者の雇用状況

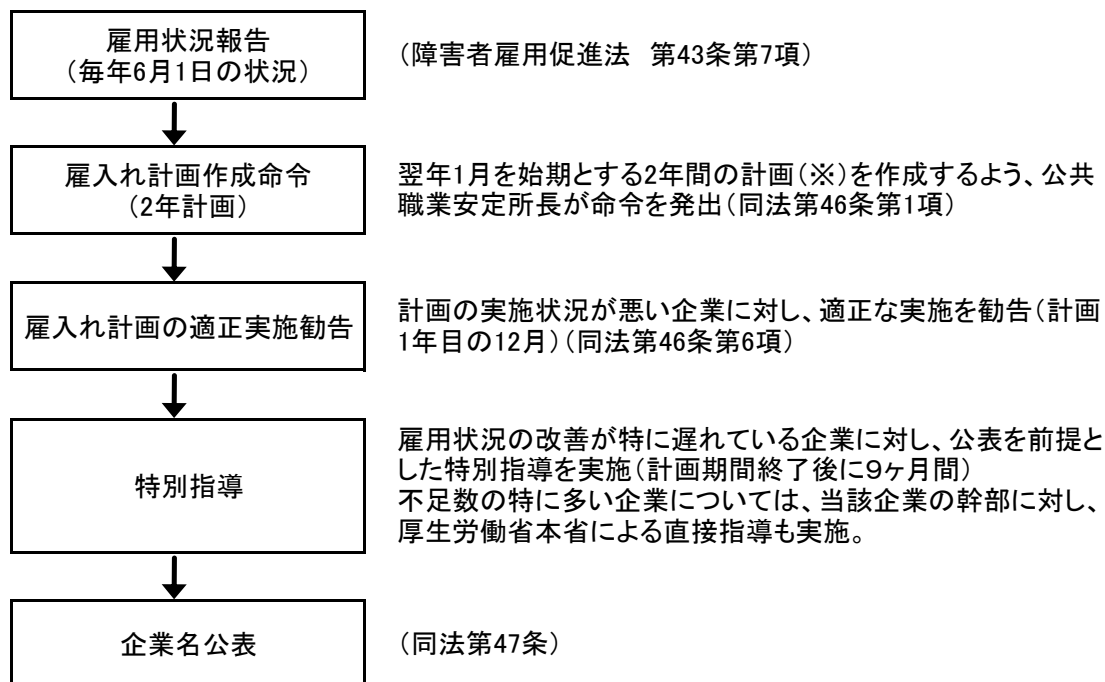
(平成29年6月1日現在)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府住宅供給公社	50.0	2.0	4.00	0.0
京都市住宅供給公社	204.5	6.0	2.93	0.0
京都府公立大学法人	2,180.0	33.0	1.51	17.0
地方独立行政法人 京都市立病院機構	735.0	14.5	1.97	1.5
公立大学法人 京都市立芸術大学	97.5	0.0	0.00	2.0
独立行政法人 京都市産業技術研究所	72.0	1.0	1.39	0.0

※公立大学法人京都市立芸術大学は、10月10日において、障害者の数2.0人不足数0となっている。

◎障害者雇用率達成指導の流れ(民間企業)

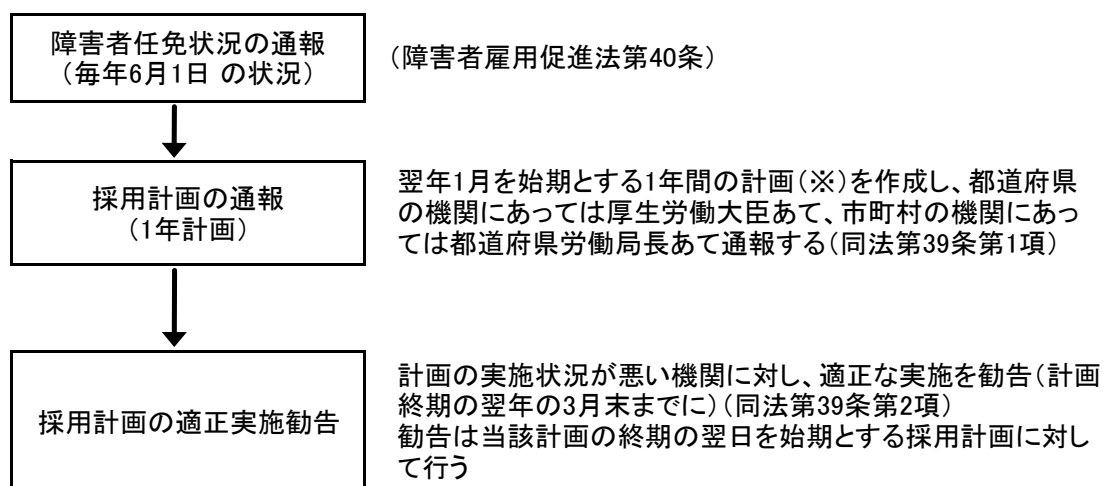
雇用義務の達成状況が低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮されている。

◎障害者雇用率達成指導の流れ(地方公共団体)

法定雇用率未達成の地方公共団体については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「採用計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※法定雇用率2.2%が適用される教育委員会の採用計画の計画期間は2年間
(平成24年1月1日以降の日を始期とする採用計画から計画期間は3年間から2年間に短縮されている。)

◎ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

- 障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

○ = 1カウント
◎ = 2カウント
△ = 0.5カウント

- 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

実雇用率

$$= \frac{\text{短時間以外の常用労働障害者数}^{\ast} + \text{短時間の常用労働障害者数}^{\ast} \times 0.5}{\text{短時間以外の常用労働者総数} + \text{短時間の常用労働者総数} \times 0.5}$$

（※重度障害者はダブルカウント）

法定雇用障害者数(障害者の雇用義務数)

$$= (\text{短時間以外の常用労働者総数} + \text{短時間の常用労働者総数} \times 0.5) \times 2.0\% \\ \text{(小数点以下切捨)}$$

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

◎ 民間企業における除外率

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁機・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	20%
・港湾運送業	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	30%
・林業(狩猟業を除く。)	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	45%
・石炭・亜炭鉱業	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%
・幼稚園	60%
・船員等による船舶運航等の事業	80%